

シルバー大学校

相続について

～相続に関する基礎知識～

徳島県司法書士会

司法書士 山口 浩 志

第1. 相続の意義

旧民法当時・・・家督相続、「家」の主としての戸主の地位の承継

新民法施行・・・財産の帰属の問題

※昭和55年以来、約40年ぶりの相続法の改正

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立
(同年7月13日公布)。原則的な施行は令和元年7月1日。

第2. 相続の法定原則

1. 相続の開始要件

①被相続人の死亡(民法第882条)

②失踪宣告(民法第30条)

2. 相続人

(1) 相続人の種類・順位

①相続人の種類は2類型

第1類型・・・血族(順位がある。)

第1順位・・・子、孫(代襲相続)

第2順位・・・直系尊属(父母、祖父母)

親等の近い者が優先

第3順位・・・兄弟姉妹、甥姪(代襲相続)

第2類型・・・配偶者(常に第1順位の相続人)

★内縁の配偶者には相続権なし

②代襲相続

代襲原因・・・被相続人の子・兄弟姉妹が、相続開始以前に死亡
または、相続欠格、廃除により相続権を失った場合

代襲者・・・子の子、兄弟姉妹の子

ただし、被相続人の直系卑属であること

再代襲相続・・・子の子の子（限りなく・・・）

★兄弟姉妹の子については、再代襲相続はない。

つまり、被相続人の甥、姪まででストップ

◎ただし、昭和56年1月1日以後に開始した相続に限る。

(2) 相続資格の喪失

①相続欠格

民法第891条

次に掲げる者は、相続人となることができない。

- 一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
- 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
- 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

②廃除

原因・・・推定相続人の被相続人に対する虐待、重大な侮辱、著しい非行

手続・・・生前または遺言により家庭裁判所に請求
家庭裁判所の審判による

③相続放棄

手続・・・家庭裁判所に対する相続放棄の申述

★熟慮期間

自己のために相続の開始があったことを知ったときから3月以内
効果・・・はじめから相続人とならなかったものみなされる

★単純承認・限定承認

3. 相続財産

(1) 包括承継の原則（民法第896条）

「被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」

★一身専属権を除く。

個性や人格に深く関係する権利義務

(2) 祭祀財産

「系譜、祭具及び墳墓の所有権」

祖先の祭祀を承継すべき者が承継（民法第897条）

(3) 金銭債務の相続

相続分の割合で相続人の間に分割される

4. 相続分

(1) 指定相続分

遺言による相続分の指定

(2) 法定相続分（民法第900条）

相続人	法定相続分	留意事項
配偶者と子の 場合	配偶者 2分の1 子 2分の1	実子と養子の区別なし。 子が数人のときの相続分は均等。 <u>※非嫡出子の相続分（違憲決定：平成25年9月4日最高裁大法廷決定）。</u>
配偶者と直系 尊属の場合	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1	実方・養方の区別なし。 直系尊属が数人のときの相続分は均等。 親等の異なる者の間（例：父母と祖父母）では親等の近い者（父母）が優先。
配偶者と兄弟 姉妹の場合	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1	兄弟姉妹が数人のときの相続分は均等。 父母の一方を同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1。
代襲相続の場 合（901条）	被代襲者が受けるはず だった相続分と同じ	代襲相続人が数人ある場合には、民法第900条の規定に従う。

(3) 具体的相続分（相続人間の不公平を修正）

①特別受益

共同相続人のある者が被相続人から遺贈を受けたり、生前に贈与（婚姻の費用、生計の資本として）を受けた場合

※婚姻期間20年以上の夫婦間の特別受益（改正法903条4項）

居住用不動産の遺贈または贈与・・・持戻し免除の意思表示の推定

【2019年7月1日施行】

②寄与分

被相続人の財産の維持または増加に対する特別の寄与があった者
相続財産から寄与分を控除したものを相続財産とみなし相続分を算定

ア. 被相続人の事業に関する労務の提供

例：家業に共に従事した等

イ. 被相続人の事業に関する財産上の給付

例：父の事業に関する借金を子が返済し、担保物件となっていた土地や建物が維持された等

ウ. 被相続人の療養看護

付添人などの費用の支出を免れ、財産が維持された等比較的大きな貢献をした場合のみ

※被相続人の相続人ではない親族（例えば長男の妻）が被相続人のために無償で療養看護などをした場合（改正法1050条）

各相続人に金銭の支払を請求できる。【2019年7月1日施行】

第3. 遺産の分割

1. 遺産の共有

「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」（民法898条）
各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

2. 遺産の分割

相続開始により、共同相続人の共有となった相続財産について、各共同相続人が受けるべき目的物を確定すること。

★相続人の（誰が）相続財産のうち（何を）取得するかを決定する。

3. 分割の方法

(1) 協議分割

共同相続人全員の協議による分割

遺産分割協議書の作成（実印・印鑑証明書）

(2) 調停または審判による分割（協議が整わない場合）

家庭裁判所における調停

調停委員会の斡旋による協議分割

調停が不調な場合は審判手続きに移行

家庭裁判所における審判

調停前置主義

(3) 遺言による指定分割

4. 遺産分割が難しい場合は様々

(1) 親子間、兄弟姉妹間の仲が悪い。

(2) 相続人の中に数年来音信不通（行方不明）の者がいる。

☞☞☞ 不在者財産管理人の選任

(3) 相続人の中に認知症や障害があり遺産分割の内容を理解、判断できない者がいる。

☞☞☞ 成年後見人の選任

(4) 相続人の中に日本国外に居住している者がいる。

第4. 相続紛争を避けるために～遺言のススメ～

遺言を作成するメリット

※自分の財産を自分の意思に応じた形で、配偶者、子や孫に分配できる！

※遺言があれば、遺産分割協議書がなくても不動産の登記、預金の払い戻しなどの相続手続きができる！

※相続人全員の印鑑をもらわずに済む！

※何時でも書き換え、書き直しができる！

1. 自筆証書遺言

全文を自署、日付、氏名の記載、押印

簡単に作成でき、費用がかからない

遺言者の死亡後家庭裁判所において検認を受ける必要あり

紛失・毀損・破棄の危険性

※相続法の改正により

財産目録については自筆でなくてよい。【平成31年1月13日施行】

法務局で自筆証書遺言を保管【2020年7月10日施行】

2. 公正証書遺言

遺言の内容を公証人が整理して作成

証人2名の立会が必要

遺言の原本が公証役場に保管されるので安心

家庭裁判所における検認は不要

公証人に対する作成手数料が必要

第5. 遺留分

1. 遺留分

被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保障する制度・・・相続分の最低保障

2. 遺留分の割合

通常被相続人の財産の2分の1（本来の相続分の半分）

直系尊属のみが相続人の場合は被相続人の財産の3分の1

兄弟姉妹には遺留分は存在しない

3. 遺留分侵害額請求権

第6. 配偶者居住権

※相続法改正により新設された制度【2020年4月1日施行】

1. 長期の配偶者居住権（協議または遺言で設定する権利）

- ①被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた配偶者が
- ②遺産分割または遺贈により権利を取得した場合
- ③終身、無償で使用及び収益をする権利

☞☞被相続人と暮らしてきた家で死ぬまで暮らすことができる。

2. 短期の配偶者居住権（法定の権利）

- ①被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた配偶者が
- ② i) 遺産分割により居住建物の帰属が確定した日
相続開始から6ヶ月を経過した日の いずれか遅い日までの期間
ii) 居住建物の取得者からの配偶者短期居住権消滅の申入れの日から6ヶ月
を経過する日までの間
- ③無償で使用及び収益をする権利

☞☞被相続人と暮らしてきた家で最低6ヶ月間は暮らすことができる。

第7. 相続人不存在

1. 相続財産法人

相続人のあることが明らかでない場合（民法951条）

◎戸籍の記載上、相続人となるべき者が見あたらない

◎相続人全員が相続放棄をした場合、相続欠格となった場合

2. 相続財産管理人

利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所が選任

相続財産の清算を行う。

権限外行為（処分行為等）には家裁の許可が必要

3. 特別縁故者

被相続人と特別の縁故があった者からの請求により、家裁が相続財産を分与

4. 国庫帰属